

10月～来年3月の接種分が対象です インフルエンザワクチン予防接種料金を助成します

季節性インフルエンザワクチン予防接種を受けた次の町民の方に接種料金の助成を行います。手続きは次のとおりです。

○対象

- ①接種日において満65歳以上の方と、心臓疾患、腎臓疾患、呼吸器疾患等の内部障害で身体障害者手帳1級をお持ちの満60歳～64歳の方
- ②0歳～高校3年生の方(平成19年4月2日以降に生まれた方)
- ※①・②の方で町内または町外の医療機関でインフルエンザワクチンを接種した方

○期間

10月1日～来年3月31日までの接種分

○助成金額

- 1回の接種につき2,000円
- ※高校3年生までの方は2回の接種で合計4,000円まで助成します。
- ※1回の接種料金が2,000円に満たない場合は、その料金全額を助成します。
- ※生活保護世帯の方は全額町負担とします。
- ※対象①の方については1回のみ、②の方については2回までの接種を助成対象とします。
- ※経鼻弱毒性生インフルエンザワクチン「フルミスト点鼻液」は費用助成の対象外です。

○手続き方法

【町内の医療機関で接種を受けられる方】

- ・医療機関へのワクチン接種の予約は各自で行ってください。
- ・1回の接種料金のうち、町助成分を差し引いた差額分のみ医療機関窓口で支払ってください。

助成金手続きの
締め切りは
来年4月3日(金)！

【町外の医療機関で接種を受けられる方】

- ・医療機関へのワクチン接種の予約は各自で行ってください。
ただし、満65歳以上の方は事前に役場保健福祉課で「接種依頼書」の交付を受けてから医療機関で接種してください。
- ・ワクチンの助成金は、手続き後に払い戻しとなりますので一度病院の窓口で全額を立て替え払いしてください(接種料金は医療機関により異なります)。病院で支払いをした際にもらったインフルエンザワクチンを接種したことが明記された領収書と印鑑を役場保健福祉課に持参してください(中学3年生までの方で2回接種した方は、2回分の領収書をまとめて持参してください。)
- ※助成金は口座振り込みとなりますので、その際に預金通帳の口座番号・口座名義人名をお知らせください。助成金の手続きは、接種後すみやかに行ってください。

○その他

医療機関によっては、予防接種の日時が決まっているところや予約制となっている場合がありますので、受診する前に各自で確認してください。

▼お問い合わせは、役場保健福祉課保健推進係(01372-7-5291)へ。